



責任投資原則（PRI）ってナンダ？

PRI : Priniples for Responsible Ivestment

Q : PRIってナンダ？

国連環境計画・金融イニシアティブ（UNEP FI）と国連グローバル・コンパクトが中心となり、投資家と共に策定した**投資原則**のことです。

Q : PRIはいつ誕生したの？

2005年に当時のコフィ・アナン国連事務総長が大手機関投資家に対しPRI策定プロセスへの参画を呼びかけたことから始まりました。

2006年4月27日には
ニューヨーク証券取引所
において署名式典が行
われました。



DWSは
2008年に
署名しました！

Q : PRIのミッションは？

持続可能な国際金融システムの達成に尽力することです。なお、PRIに署名した運用機関等（署名機関）は「**6つの責任投資原則**」に沿って行動することが求められます。

<PRIの掲げる責任投資原則>

1. 私たちは、投資分析と意思決定のプロセスにESGの課題を組み込みます
2. 私たちは、活動的な所有者となり、所有方針と所有習慣にESGの課題を組み入れます
3. 私たちは、投資対象の主体に対してESGの課題について適切な開示を求めます
4. 私たちは、資産運用業界において本原則が受け入れられ、実行に移されるように働きかけを行います
5. 私たちは、本原則を実行する際の効果を高めるために、協働します
6. 私たちは、本原則の実行に関する活動状況や進捗状況に関して報告します



PRIは「**責任投資**」を「環境、社会、ガバナンスの要因（ESG 要因）を投資決定やアクティブ・オーナーシップ（投資先との積極的な対話）に組み込むための戦略および慣行」と定義しています。

Q : どのくらい広まっているの？

2006年時点で63であった署名機関数は、2020年には**3,038**に拡大、その運用資産総額は**100兆米ドル超**にのびます。

PRIの署名機関数と運用資産総額



Q : 年次評価って何？

PRI事務局は署名機関の責任投資の実施状況について年次で評価を行います。評価は6段階（A+からE）で行われ、最高評価は**A+**です。

うれしいワン！



DWSに対するPRIの年次評価

(2020年時点)

総合評価
(戦略とガバナンス)

A+

※2019年分の評価

ご留意事項

●投資信託に係るリスクについて

投資信託は、主に国内外の株式や公社債等の値動きのある証券を投資対象とし投資元本が保証されていないため、当該資産の市場における取引価格の変動や為替の変動等により投資一単位当たりの価値が変動します。したがってお客様のご投資された金額を下回ることもあります。

また、投資信託は、個別の投資信託毎に投資対象資産の種類や投資制限、取引市場、投資対象国等が異なることから、リスクの内容や性質が異なりますので、ご購入に際しては、事前に最新の投資信託説明書（交付目論見書）や契約締結前交付書面の内容をご確認の上、ご自身で判断して下さい。

●投資信託に係る費用について

【お申込みいただくお客様には以下の費用をご負担いただきます。】

- 購入時に直接ご負担いただく費用・・・購入時手数料 上限3.85%（税抜3.50%）
- 換金時に直接ご負担いただく費用・・・信託財産留保額 上限0.5%
- 投資信託の保有期間中に間接的にご負担いただく費用・・・運用管理費用（信託報酬） 上限2.068%（税抜1.88%）
- その他費用・・・上記以外に保有期間等に応じてご負担いただく費用があります。
投資信託説明書（交付目論見書）、契約締結前交付書面等でご確認下さい。

《ご注意》

上記に記載しているリスクや費用項目につきましては、一般的な投資信託を想定しております。費用の料率につきましては、ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社が運用するすべての投資信託のうち、徴収するそれぞれの費用における最高の料率を記載しております。投資信託の運用による損益は、すべて受益者に帰属します。投資信託は、金融機関の預貯金と異なり、元本及び利息の保証はありません。投資信託は、預金または保険契約ではないため、預金保険及び保険契約者保護機構の保護の対象にはなりません。登録金融機関を通じてご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。投資信託に係るリスクや費用は、それぞれの投資信託により異なりますので、ご購入に際しては、事前に最新の投資信託説明書（交付目論見書）や契約締結前交付書面の内容をご確認の上、ご自身で判断して下さい。

なお、当社では投資信託の直接の販売は行っておりませんので、実際のお申込みにあたっては、各投資信託取扱いの販売会社にお問合せ下さい。

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第359号

加入協会：日本証券業協会、一般社団法人投資信託協会、

一般社団法人日本投資顧問業協会、

一般社団法人第二種金融商品取引業協会